

みんなで
取り組む

都筑区災害時要援護者支援「つづき そなえ」ガイドブック



そなえあいブック

災害時にも助け合えるよう、日頃からできることがあります



平成23年東日本大震災の死者・行方不明者

被害全体のうち 60歳以上の高齢者の割合 **約65%**

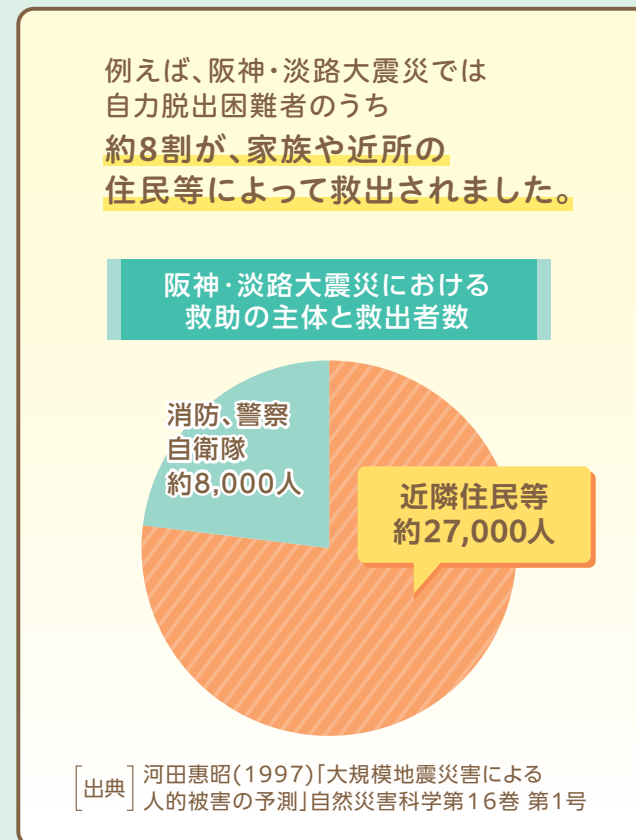
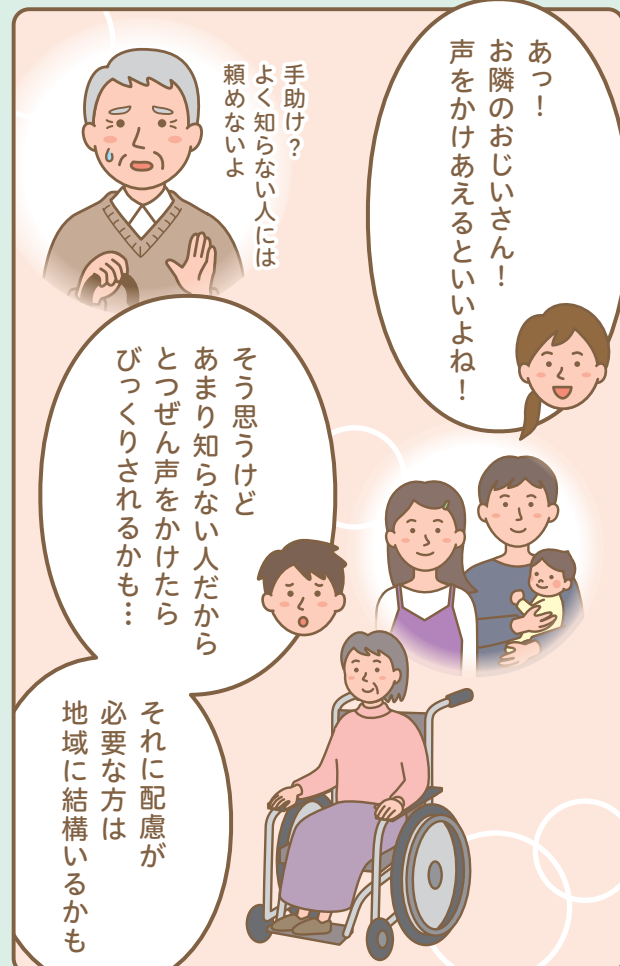
障害者の死者・行方不明者の割合 **健常者の約2倍**

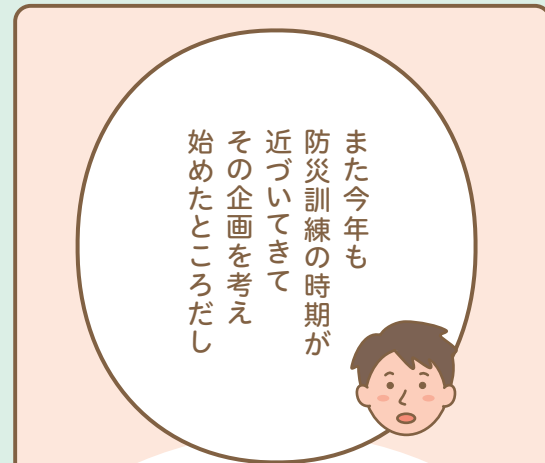
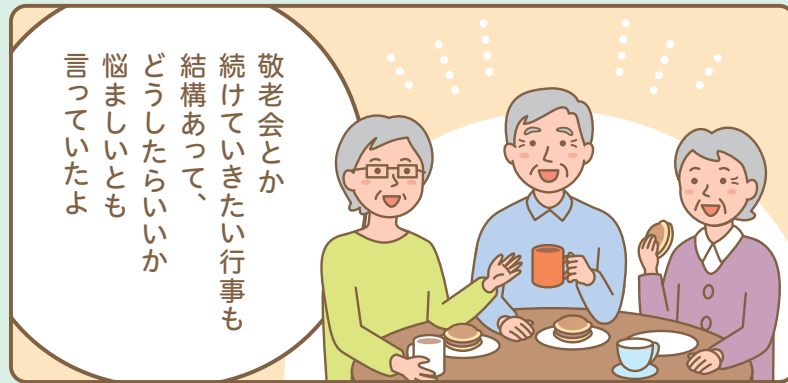
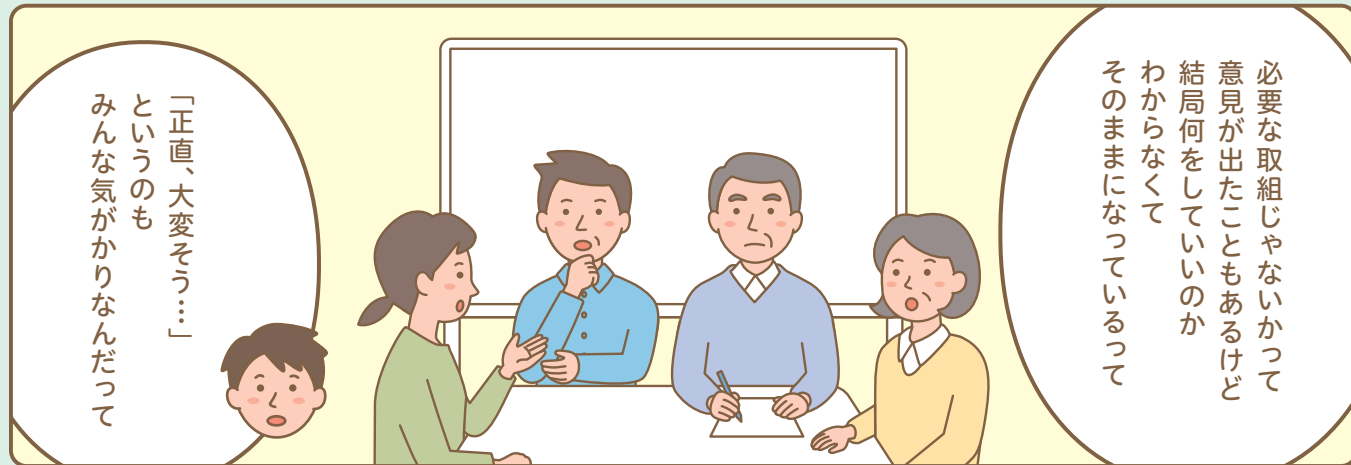
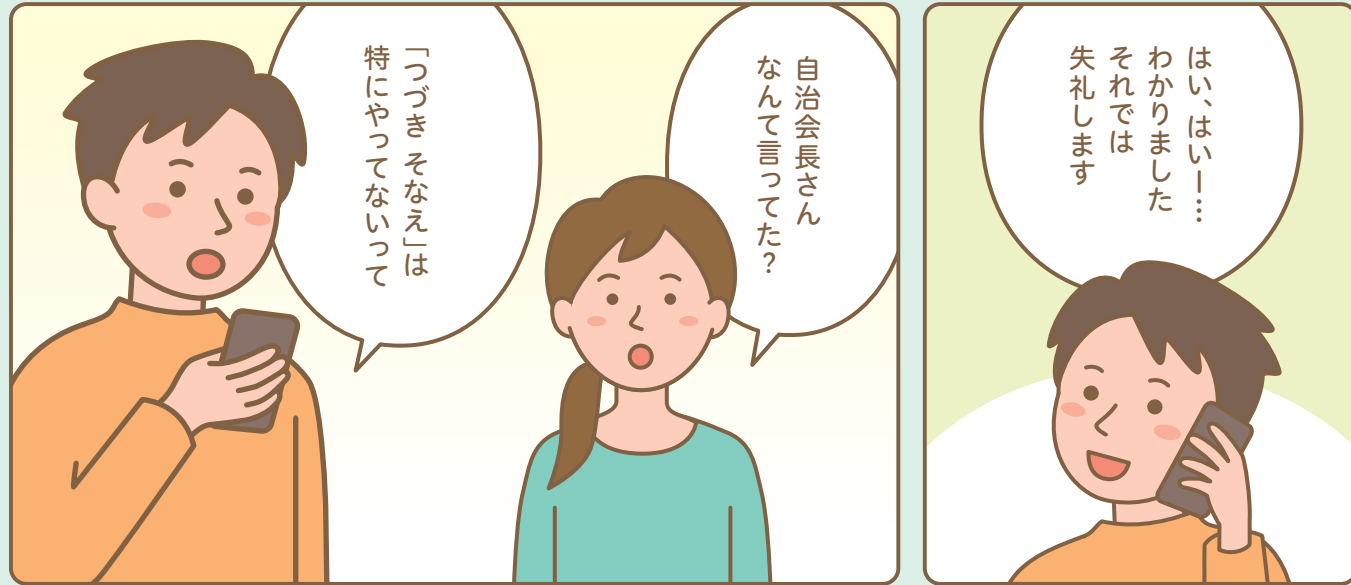
【出典】内閣府 令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ第1回資料

近年の災害における犠牲者

65歳以上の高齢者の割合 ●令和元年台風第19号(東日本台風) **約65%**
●令和2年7月豪雨 **約79%**

【出典】内閣府 災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要





知ってください! 「つづき そなえ」

「災害時にも助けあえるよう、地域で日頃からの支えあいの関係を築く取組」を、都筑区では「つづき そなえ」と愛称をつけて推進しています。

「つづき そなえ」 = 地域での日頃からの支えあい + 災害時の要援護者支援

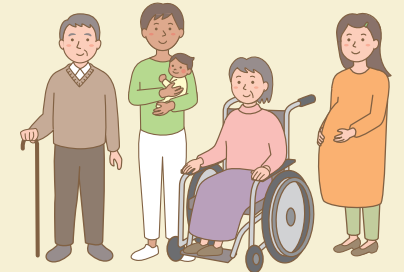
■ 地域での日頃からの支えあい

災害の被害を最小限にするためには、自助と共助がとても重要です。過去の災害では、特に発災直後は、多くの方が友人・隣人に助けられています。

自分や家族の備えをしておくとともに、地域で日頃から顔の見える、支えあいの関係を築くことが大切です。

■ 災害時の要援護者支援

乳幼児や高齢者、障害のある人、妊娠中の人、日本語の理解が十分でない外国人など、災害の時に自分だけで避難することが難しい方(災害時要援護者)は、特に配慮が必要です。



?? 「つづき そなえ」は、実際にどこかで行われているの?

▶ A もちろん! 都筑区内で、様々な取組が行われています!

「つづき そなえ」のような取組は、市民の責務です

横浜市では条例*を制定して、減災への取組や、自助及び共助に関する、市、市民及び事業者の責務を定めています。市民の責務としては、備蓄などのほか、地域で行う防災訓練への積極的な参加や、地域の助けあい、要援護者を地域ぐるみで守るよう努めることなどが定められています。

(※横浜市震災対策条例、横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例)

市や事業者についてもそれぞれの責務が定められています。詳細は横浜市防災計画をご覧ください。(「震災対策編」第1部 第6章)

横浜市防災計画

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosaikeikaku/keikaku/keikakutou/>

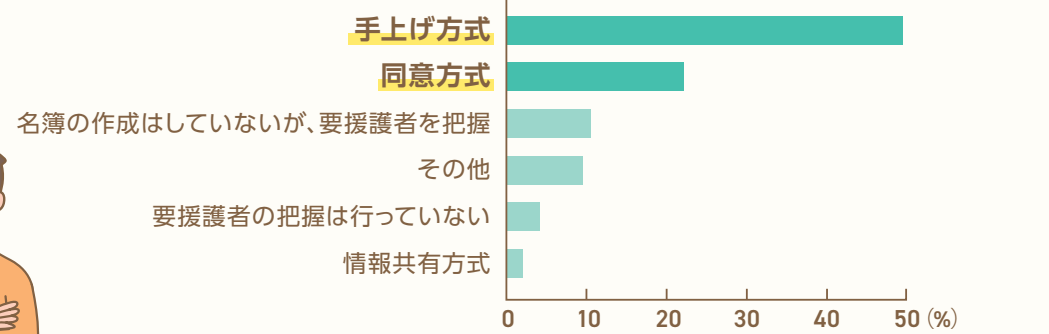


?? 実は、私の地域でも「つづき そなえ」をやっていたりするのかしら? 誰に聞いたらいいんだろう?

▶ A 「つづき そなえ」は、自治会町内会・連合町内会自治会などが中心となって行われていることが多いようです。他にも、マンション管理組合や民生・児童委員、地区社会福祉協議会、地域防災拠点など、地域の支えあい活動や防災活動との関わりが考えられます。

どのように要援護者を把握していますか？

※複数回答可 ※要援護者支援に関する取組を行っている自治会のみ回答



要援護者を把握して名簿を作成する場合、その方法は大きく分けて2つあります。地域で募集する方法と、区役所からの提供を受ける方法です。以下に簡単な概要をまとめました。

方法 ▶▶▶	① 地域で募集する(手上げ方式)	② 区役所から要援護者名簿の提供を受ける ※詳細は裏表紙を参照	
		同意方式	情報共有方式
対象となる方	地域独自で要件を設定できる (例)・70歳以上の方 ・不安な方はどなたでも	介護保険など制度利用により区で把握している 高齢者や障害者のうち一部の方	
名簿に掲載される方	「要援護者」として 名簿掲載を希望する方	地域に提供される名簿に 「要援護者」として載ることに 同意された方	地域に提供される名簿に 「要援護者」として載ることに 拒否の意思表示をされた方以外
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ●地域と要援護者とのやりとりで登録される ●地域との交流があまりない要援護者に名簿掲載の意向を伺う機会を作りにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ●区役所が要援護者に名簿掲載の意向を伺う 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域との交流の多少にかかわらず、要援護者に名簿掲載の意向を伺う機会をもてる

「つづき そなえ」の取組を検討するときのポイント

- **どんなことをやるか**(取組の中心となる活動)
- **誰を**(要援護者の設定)
- **誰が**(活動を行う人の設定)
- **実際に助け合いができるようにするための工夫**
(訓練や啓発、日頃からのつながり作り等)

最初から大きなことを組み立てようとせず、ちょっとした工夫でできそうな取組から地域の防災対策の中に取り入れていくのも一案です。



◀◀◀ 都筑区で「つづき そなえ」に取り組んでいる2つの自治会をご紹介します!



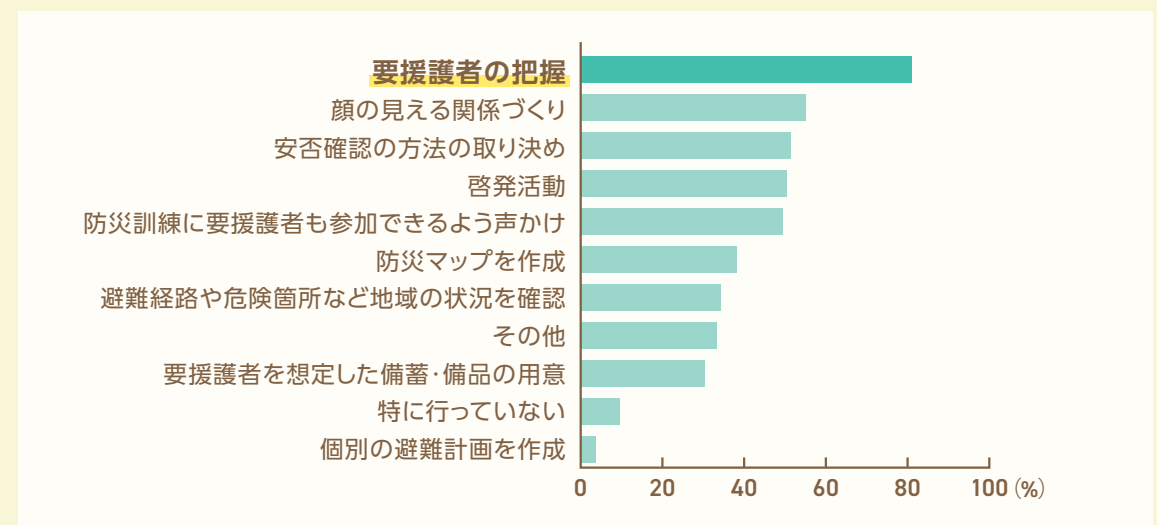
都筑区では、令和4年に自治会町内会(以下、自治会)に「つづき そなえ」についてアンケート調査を実施しました。その結果を一部ご紹介します。

「つづき そなえ」は、他の自治会ではどんなかんじで行われているのかしら？

「つづき そなえ」に関するアンケート調査

要援護者支援のため、自治会ではどのような取組を行っていますか？

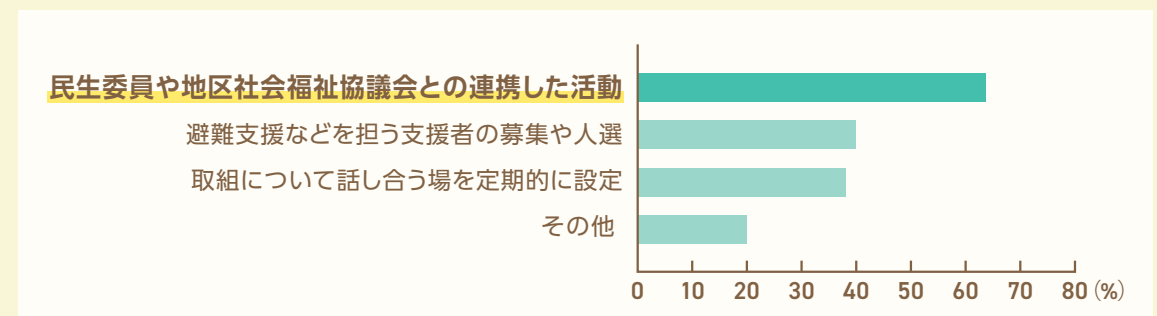
※複数回答可



約90%の地区で「つづき そなえ」に関わる何らかの取組が行われています。最も多い「要援護者の把握」とは、要援護者の方の支えあいに関するご意向を確認しながら、地域の要援護者の方々の状況を把握することなどを指しています。約80%の自治会で行われています。

要援護者支援のため、どのような体制を設けていますか？

※複数回答可 ※要援護者支援に関する取組を行っている自治会のみ回答



「つづき そなえ」に関わる取組は、自治会と様々な関係団体とが連携しながら行われていることが多いようです。また、この取組のために具体的な活動の担い手を募集したり、自治会役員や担い手、関係団体などで話し合う場を定期的に設定したりするなどが行われています。

茅ヶ崎東町内会

取組の概要

茅ヶ崎東町内会で進めている「みんな 知り合い・助け合い」事業は、災害の時に1人では避難が難しい人々を有志のボランティアが支援する取組です。災害時の安否確認や避難支援を希望する人に「ささえあいカード」への登録をお願いして「手上げ方式」の名簿を作成するとともに、支援者に情報を正しく伝えるための「緊急時あんしん情報キット」を配布して、自宅の冷蔵庫等で保管してもらい緊急時に備えるようにします。

年に1回「ささえあいだより」を発行し、町内会加入の有無を問わず、茅ヶ崎東地区にお住まいの全世帯を対象に配布して、新規登録者や支援ボランティアの募集を行っています。

ささえあいカードへの登録は、必ずしも支援を保障するものではありませんが、災害時は誰もが被災者であり、要援護者になる可能性があります。この取組をきっかけとして地域での知り合いを増やすことで、みんなで支えあえる、助けあえる地域を目指しています。



町内会報「ささえあいだより」

Q. 仲間集めの取組は？

■ 粘り強く、説明しました

この取組に協力や参加できるボランティアを集めるため、町内会長が町内会活動への参加者、各種委員や取組に賛同してくれそうな人等へ、個別に声をかけていきました。

その過程では、活動を心配する声も聞かれました。その多くは「個人情報扱う取組は不可能なのでは？」といった誤解でした。個人情報保護法の正しい理解について、繰り返し説明していきました。

■ 目指すのは、日頃からのつながりづくり

「この取組は『みんな 知り合い・助け合い事業』であり、つながりをつくるのが主目的です」、「つながってれば、こういった事業がなくても発災時に支えあうことができます」、「この取組は、つながりを広げるためのツール(手段・手法)の一つです」とお伝えしてきています。

Q. 活動の原動力は？

■ みなさんからの声

活動を心配する意見があったとしても、進めていこうと思うことができたのは、地域のみなさんの声から絶対に必要な取組だと感じられたからです。

取組が始まり、実際にささえあいカード登録者のお宅を訪問していくと、以前からつながりを持ちたかったという声などをいただき、「やはり必要な取組だった」と思うことができました。また、「必要なときはボランティアするから」、「自分是要援護者でもあるけど、ボランティアもできますよ」と言ってくれる人もいらして、知り合える人がどんどん増えています。

Q. 大切にしていることは？

■ 組織的に取り組む事

組織的に活動することです。町内会役員、ブロック長、班長などは1年で交替することも多いですが、その任期中にこの事業に参加していただくことで、取組の理解者が増えていきます。

■ 地域の誰もが参加できること

町内会に入っていない人でも、この活動に参加することができるシステムにもこだわりました。この取組は、地域のみなさんにとって必要だと考えてのことです。これをきっかけに町内会に加入してくれた人もいました。町内会の活性化にも役立っていると思います。

これから始めようとしている人へメッセージ

既に取り組んでいる地域を参考にすると良いと思います。ゼロから作るよりも、マネできる取組はマネして、自分たちの地域にあった形にアレンジすればいいと思います。実は、マネだけすればできると思っていたのですが、それだけじゃなかったです(笑)。ひとつずつ乗り越えていきました。

この取組は地域づくりのきっかけであり、目的は日頃からの住民同士のつながりです。日頃からのつながりが、災害時に役に立ちます。

フリガナ		性別	生年	住所	電話番号
氏名		男・女	(西暦)	〒	
住所	〒				
電話番号	〒				
携帯番号	〒				
登録するもの	<input type="checkbox"/> ひどい暮らしの高齢者 <input type="checkbox"/> 日中ひとりになる高齢者 <input type="checkbox"/> 高齢者夫婦のみ <input type="checkbox"/> ひとりでの歩行困難 <input type="checkbox"/> 寝たきり <input type="checkbox"/> 乳幼児がいる(または妊娠中) <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)				
同意者	フリガナ	性別	生年	住所	電話番号
同意者	フリガナ	性別	生年	住所	電話番号
同意者	フリガナ	性別	生年	住所	電話番号

ささえあいカード

活動者インタビュー

Q. 活動をはじめたきっかけは？

■ 他の地域を参考に

以前から、「つづき そなえ」の取組は必要だということは話題になっていました。この地域でも始めてみようという流れになったのが2014年です。

最初は何かから取組んだらいいのか分かりませんでした。そこで、「つづき そなえ」の取組が進んでいると評判であった荇田南連合自治会の取組を学ぶことにしました。荇田南連合自治会の方に講師をお願いし、お話を聞きました。そのうえで、進めていく取組に優先順位を付けて活動していくことにしました。

■ 過去の経験から

私たちの地域は過去に洪水被害に見舞われた経験があったため、水害対策への意識が高く、まずは隣接する早淵川洪水対策についての取組から始めることにしました。区役所総務課や消防団、早淵川に隣接する勝田町内会の会長を招いて、勉強会や水防訓練を実施しました。そして、水害対策用のリーフレット「早淵川洪水に備えて」を作成し、地域住民に配布しました。

2016年からは、「つづき そなえ」の観点から「みんな 知り合い・助け合い」事業としてスタートし、「緊急時あんしん情報キット」の配布準備を始めました。



茅ヶ崎東町内会 有志のみなさんに 伺いました!



緊急時あんしん情報キット

Q. 仲間集めの取組は？

■ 連携で仲間を広げています

自治会の支援やボランティアの参加もあり、今のところ仲間集め等で苦労したことはありませんが、高齢化もありますし、担い手不足に関してはゆくゆく課題になってくるとは思っています。

取組は、様々な人と連携して行っています。自治会での取組には、民生委員や老人会にも入ってもらい、情報を共有しています。それぞれの活動のなかで出会った人に「そなえの会」を案内してもらうなどしています。



「そなえの会」の様子

■ 「つづき そなえ」以外でも

「つづき そなえ」の取組に限らず、行事の担い手集めには、掲示などのほかに、担い手経験者のメーリングリストなどを活用しています。お客さんとして参加するだけでなく、一緒にやるほうが楽しいですし、「またやろうか」という気持ちになってくれます。地域防災拠点の活動や神社のお祭りなど、他の地域との連携が必要な場面では、PTA活動や保護司活動などを行っている仲間とともに活動しています。マンションの管理組合とも連携関係です。

Q. 大切にしていることは？

■ マンションを故郷に

私の前の自治会長は常々、「マンションを故郷と思えるような形にしたい」とおっしゃっていました。例えば一時的に他の地域に引っ越したとしても、いずれ戻ってきたいと思ってもらえるようにと、「地域との連携」をととても大切にされていたのを身近に見てきました。私はそこに強く影響を受け、引き継いできたと思っています。

■ 私たちにできることを

要援護者のことといっても、法律に基づいた福祉の対応とか相談機関のようなことは私たちにはできません。できるのは安否確認かなと思ってやっています。

それから、個人情報の取扱いでは、名簿はカギのかかる部屋の金庫に入れて、活動の時に使う紙は万が一誰かに見られても、何を表しているかわからないような表にするなど、工夫しています。

これから始めようとしている人へメッセージ

無理に形にしようとして何かをやろうとせず、地域の集いや活動を通じて少しずつニーズを把握していければいいと思います。無理に形に合わせていこうとすると、出尽くしてしまったときにやれることがなくなってしまうので、活動は止まってしまう。

「そなえの会」のように、経時的な変化が把握できるといいでしょう。テーマは特に設けず、自由にお話をする。その方が長続きすると思います。また、集まったのが2~3人だけだった回があってもいいと思います。「あの時、こんなこと話して楽しかった」等が伝わっていければいいと思いますよ。

港北センタープレイス自治会

取組の概要

港北センタープレイスでの「つづき そなえ」は、民生委員(当時)が立上げた「そなえの会」から始まっています。災害時の安否確認などを希望する人や、この活動に協力できるという人を登録し、お互いの交流の場として、3か月に一度、サロンが開かれています。

自治会では、都筑区役所と協定を締結して、区役所が保有する災害時要援護者名簿の提供を受けています。個人情報の取り扱いに関する研修を開催したり、自治会でも独自に「手上げ方式」での要援護者登録や支援ボランティアを募ったりするほか、老人会や民生委員と連携して、事業の体制を整え、災害時にそなえています。そなえの会は自治会としての取組ではありませんが、自治会としてサロンの手伝いをしたり、ケアプラザ新聞をそなえの会に提供するなど、連携した活動を行っています。

.. 活動者インタビュー ..

Q. 活動をはじめたきっかけは？



■ 最初は有志の取組から

「そなえの会」は有志の取組です。その当時はまだ自治会も立ち上がっておらず、民生委員が地域での支えあいの取組が必要だと思って立ち上げたそうです。個人的な話ですが、私の息子には障害があり、要援護者という形で「そなえの会」に参加していました。

一方、自治会が区役所から要援護者名簿の提供を受けるようになったのは、それが連合町内会自治会だけでなく、単位自治会も可能となったことがきっかけです。自治会から「名簿を受け取って、取り組んでいきます」と全戸配布で周知して、理解を得ていきました。行政からの名簿提供では、まず要援護者に「自治会に情報をお伝えしてもよいか」という内容の手紙が届きます。この手紙自体も啓発にもなると、当時の自治会は考えたようです。

私自身は自治会役員になったことで、区役所から受け取る名簿の管理や活用を行うようになりました。また、自治会の役員は数名、「そなえの会」のサロンにお手伝いに入っているため、そちらにも携わっています。

Q. 感じていることは？

■ 続けることの大切さ

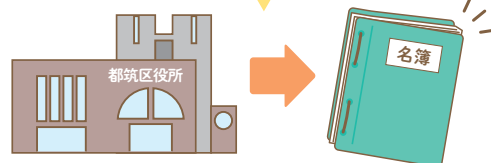
先ほど息子のことで「そなえの会」のサロンに参加していたとお話ししましたが、実は、参加者が高齢者中心ということもあり、途中から足が遠のいていました。自分が自治会の役員になり、再び「そなえの会」のサロンに行くようになって気づいたのは、以前からの参加者が会場に来る際、段差のあるルートを避けていること。その気づきが高齢化を意識するきっかけとなりました。だからといって何かをすぐにできるわけではありませんが、長くやっていくことで見えてくることもあると感じています。

区役所からの名簿提供

災害時に円滑な安否確認行動や避難行動をとるためには、身近な地域における日頃からの顔の見える関係づくりや災害時要援護者の把握が大切です。

都筑区役所では、この活動のお手伝いのため、災害時要援護者名簿を作成するとともに、その名簿を所定の手続きを経て地域に提供しています。詳細につきましては、都筑区役所福祉保健課までお問い合わせください。

法律や条例にも定められている取組



区役所の災害時要援護者名簿の対象者

区役所が作成し、協定に基づき自主防災組織に提供できる災害時要援護者名簿の対象者は、在宅で、次のいずれかに該当する方です。

- 1 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方
 - ア 要介護3以上の方
 - イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方
 - ウ 認知症のある方(要介護2以下で、認知症の日常生活自立度がⅡ以上の方)
- 2 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者
- 3 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方
- 4 療育手帳(愛の手帳)A1・A2の方



お問合せ先 横浜市都筑区福祉保健課

〒224-0032 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1

☎045-948-2344

FAX 045-948-2354

✉ tz-tifuku@city.yokohama.jp

令和5年3月発行